

お金がないと

学校にいけないの

民主教育研究所 鈴木 敏則

1 生徒の生活実態が見えていますか

工業高校に通うT君は通学距離があるために奨学金が通学費になってしまふ。大学生になつても奨学金を借りる予定なので返済を心配している。

定時制高校に通うYさんは父子家庭。60歳過ぎてからの父親の収入は激減して数万円になってしまった。そのため県営住宅の賃貸代や国民健康保険料を滞納しており、生活に困窮している。Yさんに支給される奨学金を父親はあてにしている。母親がガンでなくなっているYさんは腹痛におそわれても病院に行けない。保険証がないからだ。

定時制高校に通うI君は母子家庭。母親が病気がちで小学生の妹がいる。生活保護を受けている。「最低限の生活保証

は義務教育まで。高校に通うことは贅沢だ」と言われ、I君は2年生から時給850円のアルバイトをはじめた。定時制高校の授業開始時刻のギリギリまで働いている。しかし、全額ではないがアルバイト収入分は生活保護費から引かれてしまふ。「それでも手元に少し残るからいい」と言う。「高校を卒業したら生活保護に頼らず母と妹を養いたい」と言う。I君の夢は「服飾系の仕事につくために専門学校にすすみたい」と言うが金銭面で難しいと悩んでいる。

N君は卒業するため滞納している学校納付金を工面して納めた。だが公共料金が納められなくなり、電気など2週間止められた。3月は暗く寒い日を送った。4月からは市から借りた奨学金100万円の返済額月々5000円を返している。

Uさんは朝8時から16時までスーパーで働いている。定時制の授業後は生徒会と部活動して終電で帰る。土日も働く。アルバイト収入から3000円だけ小遣いにして、残り家計に。

Oさんは6時からコンビニで9時から回転寿司で働き、定時制が終わって22時から飲食店で午前2時まで働く。睡眠は駅のトイレ。目が真っ赤である。

みんなこざつぱりとした服装の普通の高校生だ。彼らから生活実態を聞かないと経済的に困っているとは気がつかない。

2 どうしてお金がかかるのか

表は文科省が発表した2012年度の「子どもの学習費調査」年間金額(文科省)結果だ。私立の学習費は高額だ。公立に

通っても私立に通っても学ぶ権利は平等である。しかし、私立に通う生徒への公費負担は少なく、公立に通う生徒への公費負担の4割程度であるため、6割分が保護者負担となり私学の学費が高くなっている。

	公立	私立
幼稚園	131,624円	340,464円
小学校	55,197円	822,467円
中学校	131,534円	997,526円
高校	230,837円	722,212円

私立高校を2012年度、経済的理由で退学した生徒は、全国私教連調査によると317校中118人もいる。年間平均学費は、私立中学では99万7526円、私立高校では72万2212円もかかる。高校では授業料分だけ不徴収でも、その実態は公立高校でも23万837円もかかる。

高校生の学費の内訳は通学費(電車・バス代)・PTA会費・教科外活動費など。日本高等学校教職員組合の調査によると入学時には全日制男子18万7000円、女子19万7000円、定時制8万4000円かかる。文科省調査では制服代、体育着・体育シューズ、辞書や部活に必要なユニフォームやラケットな

どにかかる調査結果になっている。

日本高等学校教職員組合の調査によると9月期における滞納状況は全日制で4・2%、定時制では24・6%にもなる。7ヵ月以上滞納している生徒は滞納者全体の全日制で17・1%、定時制37・6%もいる。結果、全日制では「修学旅行に参加できない」「卒業アルバムが買えない」定時制では「修学旅行に参加できない」「給食をやめる」生徒が多くいる。埼玉県の定時制の滞納率は25・7にもなる。

学区が拡大し、さらには再編整備により全日制で工業の学びを、定時制で商業の学びをしたいと思っても学校数が少ないため通学費が高額になる。「定期券が買えず欠席」「自転車が無理して通学する」生徒も多くいる。退学する生徒もいる。定時制での奨学金貸与・給付者が増加している。この高額な家計負担は、保護者だけでなく、高校生自身も心を痛めている。

3 奨学金って教育ローン

奨学金が学びに使えず生活費や通学費になっている。

学びのセーフティネットとして奨学金制度がある。諸外国では返済の必要のないものをスカラシップ(奨学金)、返済するものを教育ローンという。奨学金が借りられても貸与、つまり返済しなければならぬ教育ローンだ。とても学びのセーフティネットとは言えない。名ばかり「奨学金」を返さなくてもよい給付制奨学金制度にして一日も早く実現すべし。

大学入学となると一層大きな経済的負担が強いられる。東京私大教連2012年度調査によると「大学受験から入学までの費用」は受験費用プラス初年度納付金131万5882円に家賃や生活用品をプラスして、自宅外通学者は211万円もかかる。自宅から通学しても152万円プラス通学費がかかる。17%の家庭が入学費用を「借入れ」(平均借入額163万円)、9割の家庭が入学費用負担を重いと感じている。入学時だけでなく子どもに家庭から仕送りしなければならぬ。月平均仕送り額は8万9500円。1994年は12万4000円だったが、仕送り額は減り続けている。一方で、大学の学費は年々高くなり、国立大学の場合1970年の

80倍になっている。

そのため大学生は、奨学金とアルバイトで学生生活を送っている。そのアルバイト収入は賃下げによって減ってきている。大学生の1日あたりの平均生活費は923円。

新入生の3分の2が奨学金を申請する。日本の奨学金は日本学生支援機構、公益団体、地方公共団体、学校等で実施している。全体で給付型の割合は8・4%だ。

無利子奨学金は高校時の成績と所得が条件としてある。条件を満たして申し込みをしても、無利子枠が小さい。4月からの枠を増やしたがまだまだ小さい。多くの学生が貸与制奨学金となっている。奨学金を申し込む際に、保証人がいない機関保証制度がある。半数が利用しているが、この保証料は在学中の貸与月額から差し引かれる。

月額12万円借りた場合そこから6986円、4年間天引きされてしまう。入学時に50万円、毎月12万円4年間、利率3%で借りれば総額846万円。20年賦で毎月3万5126円の返済となり、高校生の時、奨学金を借りていると、その返済金も加わる。返還を滞納すると年

利5%（今年3月までは10%だった）の滞納金がかかる。（民研パンフ『お金がないと学校にいけないの?』より）

4 「所得制限」ってなに

「家庭の状況にかかわらず学びを支える」とした文科省は、許せないことに2014年4月より家庭の所得状況によつては「支えません」となった。所得制限910万円（市町村民税所得割額が30万4200円以上）の世帯では授業料を払うことになった。生徒間の貧富の差が教室にもちこまれ、裕福な家庭から授業料をとり、そのお金で奨学金を作るという。同級生に「オレんちの金で勉強させてやってんだぞ」と言われたらどんな思いがするのかと高校授業料所得制限に怒った私の言葉がそのまま週刊誌のタイトルになってしまった。（週刊女性）

子どもセンターの一員として文科省交渉をした。私の質問は7つ。質問1「2010年文科省は『社会全体であるたの学びを支えます。家庭の状況にかかわらず、高校生等のみなさんが安心して勉強に打ち込める社会をつくる』と記した文章を高校生全員に配布したが、4月

からの所得制限について、生徒・保護者にどう説明するのか」。回答「ホームページにアップされている。公立高校生1人に110万円かかっている。10万円高校生が負担しても国は100万円負担している。人権規約の精神に反していない」。

質問2「所得証明が出せなかった場合は授業料を払うことになるのか」。回答「払うことになるので説明を中学校・高校を通して丁寧にする」。質問3「910万あっても震災や台風などで新たなローンが生じたり、兄や姉の学費がかかる場合や突然のリストラなどの場合はどうするのか」。回答「家計の変動については別途新たなものを考える」。質問4「高校生が所得証明を提出することでクラス内でいじめにつながったりしないか」。回答「書類の処理については、封をすることや郵送にするなど配慮する」。質問5「小・中学校の場合、就学援助者が100人超える場合は、事務職員を1名加配することになっているが、高校では全員から所得証明をとるので生徒100人の事務処理の何倍もかかるので、事務職の加配はあるのか」。回答「加配しない」。質問6「徴収した授業料は教育のために使えるのか」。回答「奨学金の財

源にする」。質問7「OECDにおいて公財政教育支出の対GDP比は最低だが、教育費の拡大を望んでいるのか」。回答「望んでいる」。

この質問・回答を高校生たちに説明して12月26日に中学生・高校生と共に再び文科省に要請行動をした。その際に署名1618筆を要請行動の代表の高校生が文科省に提出した。

高校生たちは浦和駅などに立ち「高校生の修学保障を求める要請署名」行動にとりくんできた。署名は「1所得制限をすることなくすべての高校生の授業料無償化して下さい。」「2公的支出（施設設備費など）をすべきものや教科書代などを無償化して下さい。」「3給付制奨学金制度を創設して下さい。」「4高校卒業後、大学等に進学を希望する人のために高等教育の無償化をすすめて下さい。」の4つの要請項目になっている。

文科省の担当者に生徒は「クラスの中で授業料を払う生徒と払わない生徒が出てくる。『私は払っているけどあなたは……』というような雰囲気になってしまっ」「バイト代は、ほとんど家の生活費にあてている。厳しい生活の中でも、思い出をつくって生きていきたい。それはすべ

ての中学生・高校生の願い。その思い出を胸に、生きていくことが将来の日本につながると思う。定時制には生活が苦しい生徒がたくさんいる。そういう生徒を支えて下さい」「私立の中学に通っている。弟は公立しか受けられない。学費を無償にして下さい」「親の年収で自分の将来をあきらめなければならぬ子もいる。自分の好きな将来を描けるような社会になるようすすめてほしい」「美大などを志望する友だちの多くは、親の収入だけでは学費が捻出できず、奨学金を借りなければならぬ。大学を卒業して就職しても、重荷で生きていくのがつらい」などと語った。（日高教新聞より）

5 共同の力で無償教育の実現を

安倍内閣は、破たんした「トリクルダウン」の理論（大企業が儲ければ、いずれ家計にまわってくる）を根拠に、5兆5兆円の「経済対策」、復興特別法人税の1年前倒し廃止など大企業には大盤振る舞いしている。

一方で、私たちの生活は4月から消費税率8%、年金引き下げ、労働者の平均年収も1997年以来下がり続けてい

る。とりわけ、教育費の家計に占める割合はますます高くなっている。私立大学では今年4月から学費が値上げされる。

教育費を日本政府は「段階的に無償にすること」を国連に対して留保していたが、2012年9月11日、国連に国際人権規約留保撤回を通告した。日本は教育費を段階的に無償にする国になった。国際人権規約は、教育は「すべての者の権利」とし、そのために「適切な奨学金制度の設立」と「教職員の労働条件改善」、小・中学校はもとより、高校・大学の「無償教育を段階的にすすめていく」と規定している。国際条約批准国は、現在よりも教育費の父母負担が大きくなることは許されない。段階的に無償化をすすめるために、取り組まなければならない責任が政府にある。外務省のホームページに世界人権規約により日本は拘束されると記されている。

高校の教育費無償化は世界の常識だ。共同の力で、国際人権規約に基づき、すみやかに教育費の段階的無償化を実現させよう。